

施設利用ガイドライン

名古屋市野外学習センター

令和5年5月17日

令和5年度の野外学習センターの利用につきまして、5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染法上の取扱いが5類へと変更になったことを受け、本ガイドラインも下記のように変更して、対応してまいります。下記の事項をご了承の上、ご利用くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては実施時の新型コロナウイルス感染症の状況変化や国、愛知県及び名古屋市の方針に従うこととしますのでご了承下さい。

施設の利用基準について

(1) 全般

利用の可否について

- ☐ 新型コロナウイルスによる出席停止期間に相当する「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」に該当する場合は、利用できません。
- ☐ 同居のご家族に新型コロナウイルス陽性者の方がいても、本人に風邪症状がなければ利用は可能です。ただし、利用中は体調管理に努めてください。

施設の利用全般について

- ☐ 検温及びマスク着用においては各団体が責任をもってご対応ください。
- ☐ こまめな手洗い等による手指消毒をしてください。
- ☐ トイレ等施設内に共用タオルは設置しません。タオル（複数枚）をご持参ください。
- ☐ 使用された場所や備品については、使用後の清掃・消毒（食堂、脱衣室、トイレを含む。）を、団体の責任者の管理監督のもと、実施してください。清掃・消毒の詳細は、受付時等にお示しします。消毒液はセンターでご用意します。
- ☐ 「手洗い」「適宜の換気」「咳エチケット」の徹底をお願いします。
- ☐ 使用したマスクや清掃で出たごみは、センター到着時にお渡しするごみ袋に入れて、指定の場所に捨ててください。

(2) 運動やスポーツを行う際の留意点

- ☐ 運動・スポーツ中に、唾や痰をはかないでください。
- ☐ タオルの共用はしないでください。
- ☐ 水分補給の際に、回し飲みはしないでください。

(3) 宿泊棟

☐ 利用中は、適宜換気をしてください。

☐ 7号棟については、新型コロナウイルスの感染が疑われる症状を発生した利用者等の隔離用に使用するため、移動をお願いする場合があります。

(4) 食堂棟

<食堂>

☐ 利用中は適宜換気をしてください。

<大浴室>

☐ 割り振られた時間帯の中で、混雑しないようご利用ください。

(5) 体育館

☐ 利用中は適宜換気をしてください。

(6) テニスコート、多目的広場、陸上競技場、野球場・ソフトボール場

☐ バット、ボール等の用具はご持参ください。

(7) キャンプ場

(8) 管理棟

☐ 利用中は、適宜換気をしてください。

(9) 体調不良者

☐ センター利用中に、発熱・咳・喉の痛みなどの症状を発症した方がございましたら、すみやかに事務室にご連絡ください。

☐ 症状が確認された方については、職員が管理棟又は7号棟に設けた隔離用の部屋にお連れします。

☐ 症状が確認された方は、その他の方に接触しないようにしてください。

☐ 感染拡大防止のため、症状が確認された方だけでなく、団体の皆様全員に退所をお願いすることがあります。

☐ 保健所の協力要請や指示があった場合は、従ってください。

(10) その他

- 職員は館内では必要に応じマスクを着用しご対応させていただきます。
- 使用料の支払いなど現金の受け渡しが発生した場合はコイントレーを介して行わせていただきます。
- 食堂の出入口等に、消毒液を設置します。
- 共用スペースにおける、ドアノブ等の不特定多数の人が頻繁に接触する部分については、清掃時に消毒します。
- 職員が感染防止上必要と判断し行った措置や指示についても、遵守ください。
- 本ガイドラインの内容や職員の指示等を遵守いただけない場合は、他の利用者の安全を確保する観点から、入所を拒否し、または退所を求めることがあります。